

白井市国民保護計画

資料編

白井市

2 0 0 7 . 3

資料編目次

条例・要領等

白井市国民保護協議会条例	1
白井市国民保護対策本部及び白井市緊急対処事態対策本部条例	2

省令・告示等

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の 手続その他の必要な事項を定める省令白井市災害見舞金等支給規則	3
様式	5
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の 程度及び方法の基準	10
火災・災害等即報要領	16
様式	26

規則等

白井市災害見舞金等支給規則	32
様式	35
白井市防災資機材等交付要綱	37
様式	39
白井市防災自主協力隊活動事業等補助金交付要綱	43

関係機関一覧・図

関係指定行政機関一覧	45
関係指定地方行政機関一覧	47
県内自衛隊一覧	49
県関係機関（警察含む）一覧	50
市町村一覧	51
消防本部・消防署一覧	53
その他関係機関一覧	44
県内人口一覧	55

旅客自動車運送事業の事業者数及び車両数	57
県内貨物自動車運送事業等の事業者数及び車両数	58
鉄道事業者運送力一覧	59
県内鉄道網図	60
市避難施設一覧	61
市防災行政無線固定系設置場所一覧	62
市防災行政無線移動系配置場所一覧	63
市災害時優先電話一覧	63
市所有車両一覧	64
市備蓄品等一覧	66
市非常用井戸設置個所	67
市内の主な私設井戸	67
県営水道応急給水施設	67
市給水設備等一覧	67
市備蓄飲料水	67
ごみ処理施設	68
し尿処理施設	68
ごみ(一般廃棄物)・し尿収集業者一覧	68
白井市消防団組織図	69
市消防団消防車両配備一覧	70
自主防災組織一覧	71
災害時応援協定一覧	72

様 式

り災証明願	75
死体埋火葬許可証交付申請書兼交付台帳	76
死胎埋火葬許可証交付申請書兼交付台帳	77
避難者カード	78
避難者名簿	79

条例・要領等

【協議会関係】

白井市国民保護協議会条例（平成18年6月27日 条例第19号）

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定により、白井市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第5条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもってこれに充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 防災会議の項の次に次のように加える。

国民保護協議会	委員	日額 6,600円
	専門委員	日額 6,600円

【対策本部関係】

白井市国民保護対策本部及び白井市緊急対処事態対策本部条例

(平成18年6月27日 条例第20号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び第183条において準用する法第31条の規定により、白井市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び白井市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、各本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[省令、告示等]

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の
手続その他の必要な事項を定める省令

平成18年総務省令第50号（3月31日）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については [様式第一号](#)を、武力攻撃災害により死亡した住民については [様式第二号](#)を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を [様式第三号](#)により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を [様式第四号](#)により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本

人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、地方公共団体の長に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を [様式第五号](#)により記載した書面を公布することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日総務省令第五十号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第 2 号 (第 1 条 関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他 ()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答をすることへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、

個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注 5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考

7

- 備考
- この様式の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄は、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。
 - 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申請者 住所(居所) _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被紹介者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号標記により願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号標記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

厚生労働省告示第三百四十三号（平成十六年九月十七日）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十八万五千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない者となった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千三百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千九百円	四万九千六百円	七千二百円
冬季	二万八千五百円	三万六千八百円	五万四千四百円	六万三千円	七万五千六百円	一万三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万三千円以内、小人十五万四千四百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十一万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

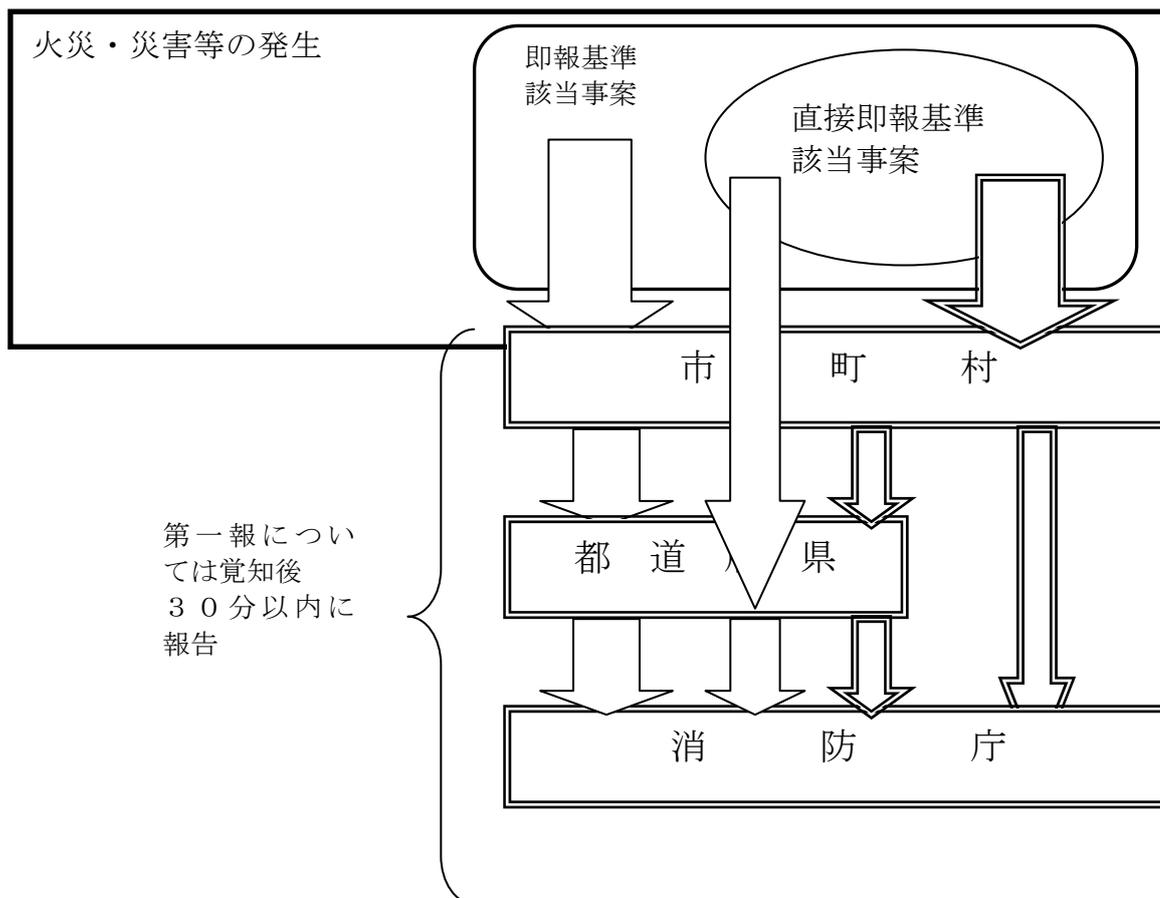
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められた

ものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

- ウ) 交通機関の火災
 - 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの
 - 1) 航空機火災
 - 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
 - 3) トンネル内車両火災
 - 4) 列車火災
- エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
 - (例示)
 - ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
 - (例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）
- ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - 2) 負傷者が5名以上発生したもの
 - 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - 5) 海上、河川への危険物等流出事故
 - 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
(例示)
 - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

- (6) 消防・救急・救助活動状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。
(例)
・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)			(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人			死者の生じた理由		
	負傷者重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他		台 台	人 人 人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()		物質名	
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)
			重症	人 (人)
			中等症	人 (人)
			軽症	人 (人)
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		台人	
	消防団		台人	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
その他		人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等	人（ 人）	
		重症	人（ 人）	
		中等症	人（ 人）	
		軽症	人（ 人）	
救助活動の要否				
要救助者数（見込）		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha			
	第 報			冠 水	ha			
報 告 者 名	(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha			
				冠 水	ha			
文教施設					箇所			
病 院					箇所			
区 分			被 害		そ			
人 的 被 害	死 者	人						
	行方不明者	人						
	負 傷 者	重 傷	人					
		軽 傷	人					
住 家 被 害	全 壊	棟			の			
		世帯						
		人						
	半 壊	棟						
		世帯						
		人						
	一 部 破 損	棟				他		
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
床 下 浸 水	棟							
	世帯							
	人							
非 住 家	公共建物	棟						
	そ の 他	棟						
			火災発生					
			流失・埋没	ha				
			冠 水	ha				
			流失・埋没	ha				
			冠 水	ha				
			文教施設	箇所				
			病 院	箇所				
			道 路	箇所				
			橋 り よ う	箇所				
			河 川	箇所				
			港 湾	箇所				
			砂 防	箇所				
			清 掃 施 設	箇所				
			崖 く ず れ	箇所				
			鉄 道 不 通	箇所				
			被 害 船 舶	隻				
			水 道	戸				
			電 話	回線				
			電 気	戸				
			ガ ス	戸				
			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
			り 災 世 帯 数	世帯				
			り 災 者 数	人				
			建 物	件				
			危 険 物	件				
			そ の 他	件				

区 分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	都道府県	市 町 村
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 用 市 救 町 村 助 名 法	計	団体
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
災害の種類概況						
応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況						

※被害額は省略することができるものとする。

白井市災害見舞金等支給規則

平成10年3月30日
規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、災害により被害を受けた市民（以下「被災者」という。）に対し、災害見舞金及び災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、被災者の更生意欲を促進し、市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象又は火事若しくは爆発による被害をいう。
- (2) 市民 災害による被害を受けた当時、本市に居住し、本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき登録されている者をいう。
- (3) 世帯 住居及び生計を共にする者で構成する実際の生活単位をいう。ただし、一の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む2親等以内の親族については、当該世帯と同一の世帯を構成する者とみなす。
- (4) 住家 市内に存する建物で、現に自己の居住の用に供しているもの又は居住のために他の者に使用させているものをいう。
- (5) 非住家 家屋課税台帳に登録されている住家以外の建築物で、市民自らが所有し、現に自営のために使用している主たる店舗、工場及び事務所をいう。ただし、倉庫、物置、車庫及び軽作業場等の従たるものは、除くものとする。
- (6) 死亡 災害発生の日から3月以内に、当該災害に伴う傷病が原因で死亡したものをいう。
- (7) 傷害 災害により負傷した場合をいう。
- (8) 遺族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、養父母、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹をいう。

(災害見舞金等)

第3条 災害見舞金等の種類、被災対象被害及び支給を受けることのできる者は、次の各号に掲げるとおりとし、災害見舞金等の額及びその支給基準等は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 住家被災見舞金 住家に被害が生じた場合 世帯主又はこれに準ずる者
 - (2) 住家被災特別見舞金 他の者の居住のために使用している住家に被害が生じた場合 所有者
 - (3) 非住家被災見舞金 非住家に被害が生じた場合 事業主又はこれに準ずる者
 - (4) 傷害見舞金 災害により負傷した場合 本人
 - (5) 災害弔慰金 災害により死亡した場合 遺族
- 2 複数の災害が重複して発生した場合の災害見舞金等は、災害見舞金等の額が多い方を支給するものとし、重複支給は行わないものとする。
- 3 遺族への災害弔慰金の支給順位は、前条第8号に掲げる順序によるものとし、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(届出)

第4条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、災害見舞金等受給対象被害届出書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、被害の状況を把握できると認めたときは、前項の規定にかかわらず、災害見舞金等受給対象被害届出書の提出を求めないことができる。

(災害見舞金等の支給)

第5条 市長は、災害が発生した場合又は前条第1項の届出があった場合において災害見舞金等を支給しようとするときは、速やかに被害の状況を調査し、災害見舞金等支給調書（別記第2号様式）を作成の上、第3条第1項に規定する災害見舞金等を被災者又はその遺族に対し支給するものとする。

(支給の制限)

第6条 市長は、災害が次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金等を支給しないものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (2) 被災者の故意又は重大な過失によるとき。
- (3) 第3条第1項第2号に規定する住家被災特別見舞金の支給を受ける者が国、地方公共団体都市基盤整備公団又は法人のとき。

(災害見舞金等の割増)

第7条 被害を受けた世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合における第3条第1項第1号及び第4号に規定する災害見舞金等は、当該各号に該当する見舞金等の額に100分の150を乗じて得た額を支給するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯及び要保護世帯
- (2) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子及び寡婦の世帯のうち市民税の所得割額がない世帯で、かつ、固定資産のない世帯又は住居若しくは住居とその宅地以外に固定資産のない世帯
- (3) 65歳以上の独居及び高齢者のみの世帯のうち市民税の所得割額がない世帯で、かつ、固定資産のない世帯又は住居若しくは住居とその宅地以外に固定資産のない世帯
- (4) 重度の心身障害者世帯（独居及び世帯主が重度の心身障害者）のうち市民税の所得割額がない世帯で、かつ、固定資産のない世帯又は住居若しくは住居とその宅地以外に固定資産のない世帯
- (5) その他市長が災害見舞金等の割増の必要があると認めた世帯

(災害見舞金等の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金等の支給を受けた者があるときは、既に支給した見舞金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

別 表（第3条第1項関係）

種 類	被害の程度	支給基準	見舞金等の額
住家被災見舞金	全壊・全焼	1世帯につき 1世帯3人以上の場合で 1人増すごとに	50,000円 10,000円
	半壊・半焼	1世帯につき 1世帯3人以上の場合で 1人増すごとに	30,000円 5,000円
	一部破損・部分焼	1世帯につき	10,000円
	床上浸水	1世帯につき	20,000円
	消火活動による冠水	1世帯につき	10,000円
住家被災特別見舞金	全壊・全焼	1棟につき	20,000円
	半壊・半焼	1棟につき	10,000円
非住家被災見舞金	全壊・全焼	1棟につき	20,000円
	半壊・半焼	1棟につき	10,000円
傷害見舞金	入院2週間以上と診断されたとき	1人につき	10,000円
災害弔慰金	死 亡	1人につき	50,000円

備考

- 1 全壊・全焼 建物が滅失したもので、具体的には損壊、流出又は焼失等した部分の床面積が、その住家及び非住家の延床面積の70パーセント以上に達したもの又はこれには達しないが、残存部分に補修等を加えても再び住家及び非住家として使用することができない程度のもをいう。
- 2 半壊・半焼 損壊、流出又は焼失等した部分の床面積が、その住家及び非住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもので、残存部分に補修等を加えることによって再び住家及び非住家として使用することができる程度のもをいう。
- 3 一部損壊・部分焼損壊、流出又は焼失等した部分が、全壊・全焼及び半壊・半焼程度に至らないもので、補修等を必要とする程度のもをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度、雨樋が一部破損した程度のごく小さなもの又はぼや（建物の焼失した部分の床面積が10パーセント未満のもので、かつ、焼損床面積が1平方メートル未満のもの又は収容物のみを焼損したものをいう。）を除くものとする。
- 4 床上浸水住家の床より上に浸水したもの及び土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。

災害見舞金等受給対象被害届出書

年 月 日

白井市長 様

住所
届出者
氏名
(被災者との関係)

次のとおり災害による被害を受けたので、白井市災害見舞金等支給規則第4条第1項の規定により届け出ます。

災害の種類	暴風 豪雨 豪雪 洪水 地震 火事 (原因) 爆発 (原因) その他 ()					
災害発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分ごろ					
災害発生場所	白井市					
被災世帯の状況	世帯員数	世帯主等の氏名及び住所				電話番号
	人					
住家又は非住家の所有者等	氏名及び住所				職業	電話番号
非住家の場合の区分	店舗 工場 事務所 その他 ()				業種	
被害の内容及びその程度	住家被害	全壊・全焼 半壊・半焼 一部損壊・部分焼 床上浸水 消火活動による冠水				
	非住家被害	全壊・全焼 半壊・半焼				
	人的被害	死亡 (人) 負傷 (人)				
人的被害者	氏名	性別	年齢	職業	被害の程度	備考
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	

※ 1 負傷し、2週間以上の入院を要するとき又は入院をしたときは、医師の診断書（写しを可とする。）を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

災害見舞金等支給調書

		調書作成日		年 月 日		
災害の種類	暴風 豪雨 豪雪 洪水 地震 火事（原因 爆発（原因）その他（））					
災害発生日時	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分ごろ					
災害発生場所	白井市					
被災世帯の状況	世帯員数	世帯主等の氏名及び住所			電話番号	
	人					
住家又は非住家の所有者等	氏名及び住所			職業	電話番号	
非住家の場合の区分	店舗 工場 事務所 その他（）				業種	
被害の内容及びその程度	住家被害	全壊・全焼 半壊・半焼 一部損壊・部分焼 床上浸水 消火活動による冠水				
	非住家被害	全壊・全焼 半壊・半焼				
	人的被害	死亡（人） 負傷（人）				
人的被害者	氏名	性別	年齢	職業	被害の程度	備考
		男女			死亡 負傷（要入院日数 日）	
		男女			死亡 負傷（要入院日数 日）	
		男女			死亡 負傷（要入院日数 日）	
		男女			死亡 負傷（要入院日数 日）	
		男女			死亡 負傷（要入院日数 日）	
		男女			死亡 負傷（要入院日数 日）	
関係書類の添付の有無	位置図	被害状況写真	罹災証明書	医師の診断書	住所等確認書類	その他
	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無

被害状況等については、上記のとおりですので、報告いたします。

つきましては、災害見舞金等の支給について白井市災害見舞金等支給規則に基づき、次のとおり決定することとしてよろしいか、伺います。

判定	支給する	支給しない	支給金額	円			
災害見舞金等の種類	1 住家被災見舞金	2 住家被災特別見舞金	3 非住家被災見舞金				
	4 傷害見舞金	5 災害弔慰金	割増の有無	有 無			
支給の相手方	氏名						
	住所						
支給しない理由							
決裁	市長	助役	課長	主幹	課長補佐	主査	係長

年 月 日

所属
調査・報告者
職・氏名

㊟

白井市防災資機材等交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を図るため、予算の範囲以内において、この要綱に基づき、当該組織に対し防災資機材等の交付をする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自主防災組織 自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地域住民等を単位として、自主的な防災活動を目的に概ね30世帯以上で結成される団体であつて、市長に自主防災組織設立届出書（別記第1号様式）の提出があつたものをいう。
- 二 地区防災計画 組織が地震その他の災害に際して迅速かつ適切な防災活動ができるよう、あらかじめ必要な事項を定めたものをいう。

(交付資機材等)

第3条 市長が交付する防災資機材の種目及び1組織当たり交付する防災資機材等整備経費の限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 組織に防災資機材を格納する施設がないときは、格納庫の交付を行うことができる。ただし、格納庫を設置する用地は、当該組織において用意しなければならない。
- 3 前2項の防災資機材等の交付は、1組織につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 前条に規程する防災資機材等の交付を受けようとする組織（以下「申請者」という。）は、自主防災資機材等交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 自主防災組織の規約、構成員名簿及び組織図
- 二 地区防災計画書及び年間事業計画書
- 三 その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自主防災資機材等交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 申請者は、防災資機材等の交付を受けるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 防災資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう適正な維持管理を行うこと。
- 二 防災資機材を利用した防災訓練をすること。
- 三 防災資機材等に係る修理、補充、交換等は、申請者の負担により行うこと。
- 四 防災資機材等は、他に譲渡してはならない。

(資機材等の交付及び受理)

第7条 申請者は、防災資機材等の交付を受けたときは、自主防災資機材等受理書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

第8条 市長は、組織が各号のいずれかに該当するときは、第5条の規程による交付決定を取消し、又は交付した資機材等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 一 虚偽又は不正な手段により交付決定又は防災資機材等の交付を受けたとき。
- 二 組織を解散したとき。
- 三 第6条各号に掲げる事項に反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項）

交付対象防災資機等の種目	交付防災資機材等整備経費の限度額			
	区分	基準（世帯数）	限度額（千円）	
			格納庫を含まない場合	格納庫を含む場合
消火器、消火バケツ、ヘルメット、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付き）、テント、梯子、担架、救急医療セット、ロープ、防水シート、発電機、格納庫、その他防災活動に必要な資機材	1	100 以下	305	405
	2	101 ～200	405	505
	3	201 以上	505	605

注) 基準は、当該自主防災組織の加入世帯数とする。

自主防災組織設立届出書

平成 年 月 日

白井市長 様

代表者 住 所
氏 名 印
電話番号 ()

以下のとおり自主防災組織を設立したので、届出します。

1 組織の名称			
2 構成員数	世帯 (人)		
3 設立年月日	年 月 日		
4 資機材交付 希望の有無	有 無	5 交付を希望 する時期	平成 年 月頃
6 備考（特記事項がある場合は、この欄に記入してください。）			

注1 自主防災組織の規約、構成員名簿及び組織図を必ず添付すること。

第2号様式（第4条）

自主防災資機材等交付申請書

平成 年 月 日

白井市長 様

申請者 組織名 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 電話番号 () _____

防災資機材等の交付を受けたいので、白井市自主防災資機材等交付要綱第4条の規程により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 自主防災組織の構成員数 記 世 帯 _____ 人
 2 自主防災組織の結成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 3 交付申請防災資機材等の種目及び数量

	種 目	数量		種 目	数量
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

- 4 防災資機材等の保管場所の所在及びその所有者又は管理者の氏名
 (所在)

 (所有者又は管理者の氏名)

- 5 添付書類

- (1) 自主防災組織の規約、構成員名簿及び組織図
 (2) 地区防災計画書及び年間事業計画書

自主防災資機材等交付決定通知書

白井市指令第 号
平成 年 月 日

組織名 _____
代表者氏名 _____ 様

白井市長

平成 年 月 日付けで申請のあった防災資機材等については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付決定防災資機材等の種目及び数量

	種 目	数量		種 目	数量
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

注1 交付の日時については、おって連絡します。

注2 交付決定防災資機材の種目及び数量については、予算の都合により一部変更することがあります。

白井市防災自主協力隊活動事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市町は、防災自主協力隊（以下「協力隊」という。）の育成を図るため、地区防災活動を行う協力隊に対し、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、白井市防災自主協力隊活動事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 防災自主協力隊 自治会、区、町会又は地理的に一地区を形成する地区住民を単位として、自主的な防災活動を目的に当該自治会長及び区長等の推薦する隊員をもって結成される団体であつて、市長に防災自主協力隊設立届出書（別記第1号様式）の提出があつたものをいう。
- 二 地区防災活動 協力隊が行う次に掲げる活動をいう。
 - イ 防火防災に関する知識の普及活動
 - ロ 千葉県、白井市が行う研修会、防災訓練等への参加活動
 - ハ 防災関係機関との連携及び連絡体制づくり
 - ニ その他地区の防火防災に必要な活動

(補助の対象等)

第3条 補助の対象となる地区防災活動の実施に要する経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする協力隊は、白井市防災自主協力隊活動事業等補助金交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 防災自主協力隊の規約及び構成隊員名簿
- 二 活動計画書及び予算書の写し
- 三 その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第5条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、白井市防災自主協力隊活動事業等実績報告書（別記第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 事業報告書及び決算（見込）書
- 二 地域防災活動等に係る経費の請求書及び領収書

(交付請求)

第6条 規則第14条の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、白井市防災自主協力隊活動事業等補助金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第3条）

区分	活動事業	被服整備事業
経費又は品目	賃金、報償（謝礼等）、旅費（交通費、日当等）、交際費（慶弔費等）、消耗品費（文具類、雑誌等）、燃料費、（灯油、ガソリン等）、食料費、印刷製本費、光熱水費（電気・ガス・水道使用料金等）、修繕料、通信運搬費（切手、はがき、宅急便料金、電話料金等）、手数料、保険料、委託費、使用料（会場借上料、有料道路通行料、駐車場使用料、施設入場料、物品借上料等）、工事費、備品購入費、（機械器具購入費、被服購入費等）、負担金及びその他必要な経費	上・下服、帽子、ベルト、靴、雨衣
補助率等	当該経費の100パーセントとする。ただし、1協力隊当たり100千円を限度とする。	当該購入費の100パーセントとする。ただし、1隊員当たり15千円を限度とし、1回限りとする。

関 係 機 関 等 一 覧

【関係指定行政機関一覧】

名 称	国民保護 担当部署	郵便番号	所 在 地	TEL・FAX
内閣府	大臣官房 企画調整課	100-8914	東京都千代田区永田町1-6-1	TEL:03-3581-3513 FAX:03-3581-4839
警察庁	警備局 警備企画課	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	TEL:03-3581-0141 FAX:03-3581-0744
国家公安委員会	上記、警察庁と 同様	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	TEL:03-3581-0141 FAX:03-3581-0744
防衛省	運用企画局 事態対処課	162-8801	東京都新宿区谷本本町5-1	TEL:03-3268-3111 FAX:03-5225-3022
防衛施設庁	総務部 総務課企画室	162-8801	東京都新宿区谷本本町5-1	TEL:03-3268-3111 FAX:03-5227-2224
金融庁	総務企画局 総務課	100-8967	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	TEL:03-3506-3433 FAX:03-3506-6011
総務省	大臣官房 総務課	100-8926	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	TEL:03-5253-5089 FAX:03-5253-5093
消防庁	国民保護・ 防災部 防災課国民 保護室	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	TEL:03-5253-7550 FAX:03-5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課政策評価 企画室	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	TEL:03-3580-4160 FAX:03-3592-7009
公安調査庁	総務部 総務課	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	TEL:03-3592-2638 FAX:03-3592-6605
外務省	大臣官房 総務課危機管理 調整室	100-8919	東京都千代田区霞ヶ関2-2-1	TEL:03-5501-8059 FAX:03-5501-8057
財務省	大臣官房総合政 策室 企画官室	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	TEL:03-3581-7934 FAX:03-5251-2163
国税庁	長官官房 総務課	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	TEL:03-3581-4161 FAX:03-3593-0401
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部 施設企画課 防災推進室	100-8959	東京都千代田区丸の内2-5-1	TEL:03-6734-2290 FAX:03-6734-3690

名 称	国民保護 担当部署	郵便番号	所 在 地	T E L ・ F A X
文化庁	上記、文部科学 省と同様	100-8959	東京都千代田区丸の内2-5-1	TEL:03-6734-2290 FAX:03-6734-3690
厚生労働省	社会・援護局 総務課	100-8916	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	TEL:03-3595-2612 FAX:03-3503-3099
農林水産省	総合食料局 食料企画課	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	TEL:03-3502-7942 FAX:03-3591-1648
林野庁	上記、農林水産 省と同様	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	TEL:03-3501-3884 FAX:03-3591-1648
水産庁	上記、農林水産 省と同様	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	TEL:03-3501-3884 FAX:03-3591-1648
原子力安全・ 保安院	企画調整課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	TEL:03-3501-1637 FAX:03-3501-1167
経済産業省	上記、原子力安 全・保安院と同 様	100-8901	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	TEL:03-3501-1637 FAX:03-3501-1167
資源エネルギー 庁	総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	TEL:03-3501-1511
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	100-8912	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	TEL:03-3501-1511
国土交通省	危機管理室	100-8918	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	TEL:03-5253-8888 FAX:03-5253-8891
国土地理院	総務部 総務課	305-0511	茨城県つくば市北郷1	TEL:029-864-4148 FAX:028-864-1807
気象庁	総務部 総務課	100-8122	東京都千代田区大手町1-3-4	TEL:03-3211-3014 FAX:03-3201-0682
海上保安庁	総務部 国際・危機管理 官	100-8989	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	TEL:03-3591-9822 FAX:03-3580-8778
環境省	大臣官房 総務課	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	TEL:03-3580-1374 FAX:03-3580-2517

【関係指定地方行政機関一覧】

名 称	国民保護 担当部署	郵便番号	所 在 地	T E L ・ F A X
関東管区警察局	広域調整第二課	330-9726	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-2	TEL:048-600-6000 (内5515) FAX:048-600-6000
千葉県情報通信部	機動通信課	260-8668	千葉市中央区市場1-2	TEL:043-227-9131 (内6077)
東京防衛施設局	総務課	330-9721	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1	TEL:048-600-1800 FAX:048-601-2118
関東総合通信局	総務課	100-8995	東京都千代田区 丸の内1-6-1	TEL:03-5220-3708 FAX:03-5220-5798
関東財務局	総務課	330-9716	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1	TEL:048-600-1279 FAX:048-600-1247
千葉財務事務所	総務課	260-8607	千葉市中央区 椿森5-6-1	TEL:043-251-7211
横浜税関	総務課	231-8401	神奈川県横浜市中区 海岸通1-1	TEL:045-212-6010 FAX:045-201-4313
千葉税関支署	総務課	260-0024	千葉市中央区港1-12-2	TEL:043-251-7211
千葉労働局	安全衛生課	260-8612	千葉市中央区 中央4-11-1	TEL:043-221-4311 FAX:043-221-2305
関東農政局	企画調整室	330-0835	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1	TEL:048-600-0600 FAX:048-600-0602
千葉農政事務所	農政推進課	260-0014	千葉市中央区 本千葉10-18	TEL:043-224-5617
関東森林管理局	企画調整室	371-8508	群馬県前橋市 岩神町4-16-25	TEL:027-210-1150 FAX:027-210-1154
千葉森林管理事務所	総務調整官	263-0034	千葉市稲毛区 稲毛1-7-20	TEL:043-242-4656
関東経済産業局	総務課	330-9715	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1	TEL:048-600-0213 FAX:048-601-1310
関東東北産業保安 監督部	管理課	330-9715	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1	TEL:048-600-0433 FAX:048-601-1279
関東地方整備局	防災調整第一係	330-9724	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1	TEL:048-600-1333 FAX:048-600-1376
千葉国道事務所	管理第二課	263-0016	千葉市稲毛区 天台5-27-1	TEL:043-287-0315
千葉港湾事務所	総務課	260-0024	千葉市中央区 中央港1-11-2	TEL:043-243-9172

関東運輸局	情報・防災課	231-8433	神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	TEL:045-211-7269 FAX:045-211-7270
千葉運輸支局	総務企画課	261-0002	千葉市美浜区新港198	TEL:043-242-7336
東京航空局	航空保安対策課	102-0074	東京都千代田区 九段南1-1-5	TEL:03-5275-9316 FAX:03-3288-8915
成田空港事務所	地域調整課	282-8602	成田市古込字込前133	TEL:0476-32-0983
東京航空交通管制部	総務課	359-0042	埼玉県所沢市並木1-12	TEL:04-2992-1181 FAX:04-2992-1925
東京管区气象台	総務課	100-0004	東京都千代田区 大手町1-3-4	TEL:03-3212-3848 FAX:03-3212-3390
銚子地方气象台	総務課	288-0001	銚子市川口町2-6431	TEL:0479-22-0374
第三管区海上保安部	総務課	231-8818	神奈川県横浜市中区 北仲通5-57	TEL:045-211-0776 FAX:045-201-7045
千葉海上保安部	警備救護課	260-0024	千葉市中央区港1-12-2	TEL:043-242-7238
銚子海上保安部	警備救護課	288-0001	銚子市川口町2-6431	TEL:0479-22-1359
勝浦海上保安部		299-5233	勝浦市浜勝浦499	TEL:0470-73-4999
木更津海上保安部		292-0836	木更津市新港8-2	TEL:0438-30-0118

【県内自衛隊一覽】

区分	駐屯地 (基地) 等名	所在地	郵便番号	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸 上 自 衛 隊	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047-466-2141	231	302	第一空挺団 習志野演習場 習志野駐屯地 業務隊
	下志津	千葉市若葉区 若松町902	264-8501	043-422-0221	286 287	302	高射学校 高射教導隊
	木更津	木更津市吾妻 地先	292-8510	0438-23-3411	215	301	第1ヘリコプ ター団 第4戦車ヘリコプ ター隊
	松戸	松戸市五香六 実17	270-2288	047-387-2171	232	302	関東補給所 松戸支所 第2高射特科群 需要学校 需要教導隊
	柏	柏市大室1739	277-0813	04-7181-3939			柏高射教育訓練場 第2高射特科隊
海 上 自 衛 隊	下総	柏市藤ヶ谷 1614-1	277-8661	04-7191-2321	2420	2424	教育航空集団 司令部 下総教育航空群 移動通信隊 第3術科学校 航空補給所 下総支所 等
	館山	館山市宮城 無番地	294-8501	0470-22-3191	213	222	第21航空群
	木更津	木更津市江川 無番地	292-0063	0438-23-2361	446	430	航空補給処
航 空 自 衛 隊	木更津	木更津市岩根 1-4-1	292-8633	0438-41-1111	303	225	第1補給処
	峯岡山	南房総市平塚 字 嶺丘西牧乙 2-564	299-2508	0470-46-3001	202	298	第44警戒隊
	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-0077	047-446-2141	405	407	第1高射群 第1高射隊
	柏	柏市十余二 175-4	277-0872	0471-31-2896			柏送信所
	千葉	千葉市稲毛区 轟町1-1-17	263-0021	043-251-7151			千葉地方連絡部

【県関係機関（警察含む）一覧】

機関名	担当課名	郵便番号	所在地	TEL・FAX
千葉県庁 消防地震防災課	国民保護計画室	260-8667	千葉市中央市場町1-1	TEL:043-223-2163 FAX:043-222-5208
北総県民センター	県政情報課	285-8503	佐倉市鐮木仲田町8-1	TEL:043-483-1111 FAX:043-485-9222
印旛健康福祉 センター	総務企画課	285-8520	佐倉市鐮木仲田町8-1	TEL:043-483-1133 FAX:043-486-2777
衛生研究所	総務課	260-8715	千葉市中央区仁戸名町 666-2	TEL:043-266-6723 FAX:043-265-5544
動物愛護センター	愛護管理課	286-0211	富里市御料709-1	TEL:0476-93-5711 FAX:0476-93-5326
印旛農林振興 センター	総務課	285-0026	佐倉市鐮木仲田町8-1	TEL:043-483-1125 FAX:043-485-9502
印旛地域整備 センター	総務課	285-0026	佐倉市鐮木仲田町8-1	TEL:043-483-1140 FAX:043-485-3759
水道局 船橋水道事務所	総務課	273-0014	船橋市高瀬町62-12	TEL:047-433-2514 FAX:047-431-3602
水道局船橋(営) 千葉NT支所	公務班	270-1342	印西市高花 2-1-4	TEL:0476-46-3511 FAX:0476-46-3510
水道局 北総浄水場	庶務課	270-2327	本埜村竜腹寺向原 296	TEL:0476-97-1271 FAX:0476-97-3408
千葉ニュータウン 整備センター	事業調整課	270-1348	印西市戸神501	TEL:0476-46-2813 FAX:0476-46-2811
教育庁 北総教育事務所	総務課	285-0026	佐倉市鐮木仲田町8-1	TEL:043-483-1147 FAX:043-486-2919
印西警察署	警備課	270-1327	印西市大森2514-13	TEL:0476-42-0110
印西警察署 白井交番		270-1437	白井市木 614 - 1	TEL:047-491-0610
印西警察署 白井駅前交番		270-1422	白井市堀込 1-2- 1	TEL:047-492-0124
印西警察署 西白井駅前交番		270-1435	白井市清水口 1-1-18	TEL:047-491-8000
印西警察署 富士駐在所		270-1432	白井市富士 68-58	TEL:047-442-1191

【市町村一覧】

市町村名	国民保護担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
千葉市	総合防災課	260-8722	千葉市中央区千葉港 1-1	043-245-5151	043-245-5597
銚子市	総務課	288-8601	銚子市若宮町 1-1	0479-24-8193	0479-25-0277
市川市	危機管理課	272-8501	市川市八幡 1-1-1	047-334-1600	047-333-8080
船橋市	防災課	273-8501	船橋市湊町 2-10-25	047-436-2038	047-436-2034
館山市	社会安全課	294-8601	館山市北条 1145-1	0470-22-3954	0470-23-3115
木更津市	総務課	292-8501	木更津市潮見 1-1	0438-23-7111	0438-25-1351
松戸市	防災課	271-8588	松戸市根本 387-5	047-366-7309	047-368-0202
野田市	市民生活課	278-8550	野田市鶴奉 7-1	04-7123-1083	04-7123-1737
茂原市	総務課	297-8511	茂原市茂原道表 1	0475-20-1519	0475-20-1602
成田市	防災対策課	286-8585	成田市花崎町 760	0476-20-1523	0476-20-1687
佐倉市	交通防災課	285-8501	佐倉市海隣寺町 97	043-484-6131	043-486-2502
東金市	総務課	283-8511	東金市東岩崎 1-1	0475-50-1119	0475-50-1229
旭市	総務課	289-2595	旭市 二 1920	0479-62-5311	0479-63-4946
習志野市	総務課	275-8601	習志野市鷺沼 1-1-1	047-453-9246	047-453-1547
柏市	防災安全課	277-8505	柏市柏 5-10-1	04-7167-1115	04-7163-2188
勝浦市	環境防災課	299-5292	勝浦市新官 1343-1	0470-73-6619	0470-73-8788
市原市	防災課	290-8501	市原市国分寺台中央 1-1-1	0436-23-9823	0436-23-9556
流山市	防災対策室	270-0192	流山市平和台 1-1-1	04-7150-6067	04-7158-4131
八千代市	総合防災課	276-8501	八千代市大和田新田 312-5	047-483-1151	047-484-8824
我孫子市	市民安全室	270-1192	我孫子市我孫子 1858	04-7185-1111	04-7185-5777
鴨川市	消防防災課	296-8601	鴨川市横渚 1450	04-7093-7833	04-7093-7851
鎌ヶ谷市	総務課	273-0195	鎌ヶ谷市初富 928-744	047-445-1141	047-445-1400
君津市	総務課	299-1192	君津市久保 2-13-1	0439-56-1290	0439-56-1404
富津市	総務課	293-8506	富津市下飯野 2443	0439-80-1209	0439-80-1350
浦安市	防災課	279-8501	浦安市猫実 1-1-1	047-351-1111	047-355-6239
四街道市	総務課	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043-421-6102	043-424-8922
袖ヶ浦市	管財防災課	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438-62-2111	0438-62-5916
八街市	防災課	289-1192	八街市八街穂 35-29	043-443-1119	043-444-0815
印西市	防災課	270-1396	印西市大森 2364-2	0476-42-5111	0476-42-7242
白井市	交通防災課	270-1492	白井市復 1123	047-492-1111	047-491-3510
富里市	総務課	286-0292	富里市七栄 652-1	0476-93-1111	0476-93-9954
南房総市	消防防災課	299-2492	南房総市富浦町青木 28	0470-33-1116	0470-33-3451
匝瑳市	総務課	289-2198	匝瑳市八日市場ハ 793	0479-73-0084	0479-72-1114
香取市	総務課	287-8501	香取市佐原口 2127	0478-50-1200	0478-52-4566
山武市	総務課	289-1392	山武市殿台 296	0475-80-1116	0475-82-2107
いすみ市	総務課	298-8501	いすみ市大原 7400-1	0470-62-1111	0470-63-1252

市町村名	国民保護担当課	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
-印旛郡-					
酒々井町	総務課	285-8510	酒々井町中央台 4-11	043-496-1171	043-496-4541
印旛村	総務課	270-1693	印旛村瀬戸 554-1	0476-98-1112	0476-98-2073
本埜村	総務課	270-2392	本埜村笠神 2587	0476-97-1111	0476-97-3205
栄町	消防本部	270-1546	栄町生板鍋子新田乙 20-71	0476-95-8983	0476-95-7630
-香取郡-					
神崎町	総務課	289-0292	神崎町神崎本宿 163	0478-72-2111	0478-72-2110
多古町	総務課	289-2292	多古町多古 584	0479-76-2611	0479-76-7144
東庄町	総務課	289-0692	東庄町笹川い 579-1	0478-86-1111	0478-86-4051
-山武郡-					
大網白里町	総務課	299-3292	大網白里町大網 115-2	0475-70-0303	0475-72-8454
九十九里町	総務課	283-0195	九十九里町片貝 4099	0475-70-3107	0475-70-3188
芝山町	総務課	289-1692	芝山町小池 992	0479-77-3903	0479-77-0871
横芝光町	環境防災課	289-1793	横芝光町宮川 11902	0479-84-1216	0479-84-2713
-長生郡-					
一宮町	総務課	299-4396	一宮町一宮 2457	0475-42-2111	0475-42-2465
睦沢町	総務課	299-4492	睦沢町下之郷 1650-1	0475-44-2500	0475-44-1729
長生村	総務課	299-4394	長生村本郷 1-77	0475-32-2111	0475-32-1194
白子町	総務課	299-4292	白子町関 5074-2	0475-33-2111	0475-33-4132
長柄町	総務課	297-0298	長柄町桜谷 712	0475-35-2111	0475-35-4732
長南町	総務課	297-0192	長南町長南 2110	0475-46-2111	0475-46-1214
-夷隅郡-					
大多喜町	総務課	298-0292	大多喜町大多喜 93	0470-82-2111	0470-82-4461
御宿町	総務課	299-5192	御宿町須賀 1522	0470-68-2511	0470-68-3293
-安房郡-					
鋸南町	総務企画課	299-2192	鋸南町下佐久間 3458	0470-55-4801	0470-55-1342

【消防本部・消防署一覧】

番号	名 称	担 当 部 所	電 話 番 号	F A X 番 号	住 所
1	印西地区消防組合 消 防 本 部	警 防 課	0476-46 -4321	0476-46 -9914	印西市 草深1905-7
2	印西地区消防組合 白 井 消 防 署		047-491 -1111	047-491 -9504	白井市 復1147-1
3	印西地区消防組合 西 白 井 消 防 署		047-492 -4321	047-492 -4300	白井市 けやき台2-8

【その他関係機関一覧】

番号	名 称	担 当 部 所	電 話 番 号	F A X 番 号	住 所
1	白 井 郵 便 局	総 務 課	047-491 -3033	047-492 -1289	白井市 掘込1-1-10
2	西白井駅前郵便局		047-491 -8081	047-492 -4251	白井市 清水口1-1-17
3	本白井郵便局		047-491 -0461	047-492 4476	白井市 復1591
4	白井富士郵便局		047-446 -2314	047-445 -2581	白井市 富士46-3
5	東日本電信電話(株) 千 葉 支 店	災 害 対 策 室	043-211 -8652	043-213 -4372	千葉市 美浜区中瀬1-6
6	(株)NTT 東日本一千葉 京 葉 営 業 支 店	総 括 担 当	047-435 -1232	047-435 -1349	船橋市 湊町2-6-33
7	東 京 電 力 (株) 千 葉 支 店	総 務 部 総 務 グ ル ー プ	043-224 -3111	043-391 -2119	千葉市 中央区富士見2-9-5
8	東 京 電 力 (株) 東 葛 支 社	総 務 グ ル ー プ	04-7194 -2212	04-7194 -2249	柏市 新柏1-13-2
9	東 京 電 力 (株) 京 葉 支 社	総 務 グ ル ー プ	047-427 -2410	047-427 -2219	船橋市 海神町南1-1676
10	東 京 電 力 (株) 成 田 支 社	総 務 グ ル ー プ	0476-72 -2213	0476-72 -2219	成田市 赤坂2-1-1
11	日 本 赤 十 字 社 千 葉 支 部	事 務 局 事 業 課	043-241 -7531	043-248 -6812	千葉市中央区 中央千葉港4-1
12	東 京 ガ ス (株) 千 葉 導 管 ネットワーク セ ン タ ー	ガ ス ラ イ ト 24 維 持 管 理 チ ー ム	043-225 -0024	043-225 -1182	千葉市 中央区港町20-1
13	北 総 鉄 道 (株) 本 社	運 輸 部 業 務 管 理 課	047-445 -7161	047-443 -5404	鎌ヶ谷市 初富928
14	北 総 鉄 道 (株) 白 井 駅		047-492 -1871	—	白井市 復620
15	北 総 鉄 道 (株) 西 白 井 駅		047-492 -1851	—	白井市 根1059-2
16	手賀沼土地改良区	総 務 課	0476-42 -2821	0476-42 -7198	印西市 発作1235
17	印旛沼土地改良区	総 務 課	043-484 -1155	043-485 -3335	佐倉市 山崎143
18	京 葉 ガ ス (株) 導 管 部	保 安 指 令 セ ン タ ー	047-325 -1049	047-325 -4012	市川市 市川南2-8-8
19	京 葉 ガ ス (株) お 客 さ ま サ ー ビ ス 部	お 客 さ ま コ ー ル セ ン タ ー	047-361 -0211		松戸市 根本356
20	印旛郡市広域市町村圏 事 務 組 合	水 道 企 業 部	043-486 -3307	043-486 -3308	佐倉市高崎字新山948 (印東加圧ポンプ場内)
21	沼南・白井・鎌ヶ谷 環 境 衛 生 組 合	事 務 局	047-443 -7497	047-442 -3491	鎌ヶ谷市 軽井沢2102-1
22	印西地区環境整備 事 業 組 合	庶 務 課	0476-46 -2731	0476-47 -1765	印西市 大塚1-1-1

23	印旛市郡医師会	庶務課	0476-27 -0168	—	成田市加良郡3-17-2 (成田看護高等専修学 校内)
24	印旛郡市歯科医師会	事務局	0476-27 -1894	0476-27 -0168	成田市玉造6-34 (印旛郡市歯科コミュニテ ィセンター)
25	印旛薬剤師会 白井支部	事務局	047-492 -0523	—	白井市 富塚1047-1
26	西印旛農業協同組 合本所	総務部	0476-48 -2201	0476-48 -2301	印西市 西の原4-3
28	印旛郡市農業共済組 合	総務課 総務課	043-481 -6911	043-497 -0101	酒々井町 尾上字出戸125-2
29	白井市商工会	事務局	047-492 -0721	047-491 -9884	白井市 復1458
30	千葉銀行 白井支店		047-444 -8111	047-444 -6711	白井市 富士50-38
31	京葉銀行 白井支店		047-492 -1881	047-492 -1884	白井市 清水口1-1-16
32	千葉興業銀行 白井支店		047-491 -1561	047-491 -5368	白井市 掘込1-1-35
33	千葉信用金庫 白井支店		047-492 -0301	047-492 -2298	白井市 白井436
34	白井市社会福祉 協議会	事務局	047-492 -5713	047-492 -3600	白井市復1123 (白井市保健福祉セ ンター内)
35	白井工業団地 協議会	事務局	047-491 -0224	047-491 -0222	白井市中98-17 (白井市公民センター 内)
36	日本中央競馬会 競馬学校		047-491 -0333	047-491 -3601	白井市 根835-1

県内人口一覧

平成19年2月1日現在

区分	世帯数	人 口			前月からの人口増加		人口密度 (1km ²) 当たり	1世帯当 たり 人員
		総 数	男	女	増加数	増加率 (%)		
県計	2,369,302	6,083,036	3,039,686	3,043,350	-120	0.00	1,179.7	2.6
市計	2,269,050	5,780,867	2,892,007	2,888,860	-1	0.00	1,351.6	2.5
郡計	100,252	302,169	147,679	154,490	-119	-0.04	343.6	3.0
千葉市	381,236	931,766	466,035	465,731	163	0.02	3,424.6	2.4
中央区	84,249	187,100	94,445	92,655	17	0.01	4,175.4	2.2
花見川区	73,595	181,694	90,879	90,815	-9	0.00	5,306.5	2.5
稲毛区	64,090	150,686	75,767	74,919	-9	-0.01	7,091.1	2.4
若葉区	58,566	150,013	75,384	74,629	22	0.01	1,781.4	2.6
緑区	40,558	115,113	57,100	58,013	125	0.11	1,733.4	2.8
美浜区	60,178	147,160	72,460	74,700	17	0.01	6,954.6	2.4
銚子市	26,824	73,428	34,936	38,492	-134	-0.18	875.1	2.7
市川市	210,282	468,268	240,052	228,216	-88	-0.02	8,149.5	2.2
船橋市	239,162	576,315	291,419	284,896	285	0.05	6,734.2	2.4
館山市	20,153	50,194	24,039	26,155	-45	-0.09	455.4	2.5
木更津市	45,361	122,946	61,219	61,727	34	0.03	886.4	2.7
松戸市	196,807	475,487	238,924	236,563	-50	-0.01	7,752.9	2.4
野田市	53,821	152,243	76,337	75,906	76	0.05	1,470.4	2.8
茂原市	34,206	93,145	45,575	47,570	24	0.03	931.4	2.7
成田市	48,756	123,114	62,035	61,079	20	0.02	575.7	2.5
佐倉市	62,402	171,444	84,049	87,395	-68	-0.04	1,655.0	2.7
東金市	22,846	61,607	30,995	30,612	5	0.01	689.6	2.7
旭市	22,640	70,342	34,157	36,185	-54	-0.08	541.5	3.1
習志野市	65,403	158,933	80,266	78,667	69	0.04	7,571.8	2.4
柏市	147,247	385,176	191,701	193,475	37	0.01	3,352.3	2.6
勝浦市	8,988	21,605	10,983	10,622	-91	-0.42	229.4	2.4
市原市	107,183	279,851	143,149	136,702	63	0.02	760.1	2.6
流山市	59,492	155,087	77,011	78,076	2	0.00	4,395.9	2.6
八千代市	69,945	182,723	90,498	92,225	144	0.08	3,563.9	2.6
我孫子市	50,708	131,827	65,035	66,792	-27	-0.02	3,052.3	2.6
鴨川市	14,070	36,075	17,021	19,054	-57	-0.16	188.6	2.6
鎌ヶ谷市	38,633	103,521	51,267	52,254	65	0.06	4,903.9	2.7
君津市	32,684	89,938	45,288	44,650	-106	-0.12	282.1	2.8
富津市	16,794	49,520	24,508	25,012	-56	-0.11	241.1	2.9
浦安市	68,604	157,501	79,934	77,567	83	0.05	9,109.4	2.3
四街道市	31,105	85,567	42,487	43,080	-57	-0.07	2,465.9	2.8
袖ヶ浦市	20,310	59,357	29,901	29,456	3	0.01	625.3	2.9
八街市	25,695	75,594	37,958	37,636	-9	-0.01	1,009.7	2.9
印西市	20,018	60,060	29,692	30,368	-30	-0.05	1,122.4	3.0
白井市	18,613	54,643	27,053	27,590	14	0.03	1,543.2	2.9
富里市	19,000	51,322	26,182	25,140	-56	-0.11	952.0	2.7

南房総市	15,654	44,010	20,734	23,276	-49	-0.11	191.2	2.8
匝瑳市	13,083	41,679	20,316	21,363	-39	-0.09	409.5	3.2
香取市	27,495	86,327	42,235	44,092	-10	-0.01	329.1	3.1
山武市	19,228	58,321	28,705	29,616	-58	-0.10	398.4	3.0
いすみ市	14,602	41,931	20,311	21,620	-4	-0.01	266.2	2.9
印旛郡	22,806	66,831	32,923	33,908	-14	-0.02	548.8	2.9
酒々井町	8,338	21,369	10,618	10,751	-18	-0.08	1,123.5	2.6
印旛村	3,826	12,830	6,396	6,434	-15	-0.12	275.5	3.4
本埜村	2,604	8,675	4,289	4,386	12	0.14	365.7	3.3
栄町	8,038	23,957	11,620	12,337	7	0.03	738.0	3.0
香取郡	11,987	39,394	19,549	19,845	-24	-0.06	284.0	3.3
神崎町	2,148	6,730	3,378	3,352	-10	-0.15	339.0	3.1
多古町	5,262	16,744	8,342	8,402	-12	-0.07	230.4	3.2
東庄町	4,577	15,920	7,829	8,091	-2	-0.01	344.9	3.5
山武郡	34,207	102,361	49,945	52,416	-54	-0.05	532.7	3.0
大網白里町	17,188	49,839	24,437	25,402	-18	-0.04	858.4	2.9
九十九里町	6,378	18,572	8,965	9,607	-28	-0.15	783.0	2.9
芝山町	2,487	8,315	4,118	4,197	3	0.04	191.3	3.3
横芝光町	8,154	25,635	12,425	13,210	-11	-0.04	383.1	3.1
長生郡	21,082	64,877	31,588	33,289	15	0.02	285.8	3.1
一宮町	4,147	11,749	5,731	6,018	16	0.14	510.4	2.8
睦沢町	2,382	7,631	3,669	3,962	-3	-0.04	214.4	3.2
長生村	4,847	14,625	7,170	7,455	6	0.04	516.4	3.0
白子町	4,259	12,780	6,237	6,543	12	0.09	465.4	3.0
長柄町	2,576	8,455	4,126	4,329	0	0.00	179.1	3.3
長南町	2,871	9,637	4,655	4,982	-16	-0.17	147.4	3.4
夷隅郡	6,639	19,192	9,154	10,038	-19	-0.10	124.0	2.9
大多喜町	3,621	11,308	5,438	5,870	-31	-0.27	87.1	3.1
御宿町	3,018	7,884	3,716	4,168	12	0.15	316.4	2.6
安房郡	3,531	9,514	4,520	4,994	-23	-0.24	210.7	2.7
鋸南町	3,531	9,514	4,520	4,994	-23	-0.24	210.7	2.7

旅客自動車運送事業の事業者数及び車両数

事 項		事業者数, 車両数(台), 運送可能人数(人)		
バ ス	一般乗合	事 業 者 数	35	
		車 両 数	2,399	
		運送可能人数(車両数×50)	119,950	
	一般貸切	事 業 者 数	189	
		車 両 数	1,446	
		運送可能人数(車両数×50)	72,300	
	特定旅客	事 業 者 数	38	
		車 両 数	176	
		運送可能人数(車両数×50)	8,800	
計	事 業 者 数	262		
	車 両 数	4,021		
	運送可能人数(車両数×50)	201,050		
一 般 乗 用	タク シー	法人	事 業 者 数	234
		車 両 数	6,462	
		運送可能人数(車両数×4)	25,848	
	個人	事 業 者 数	987	
		車 両 数	987	
		運送可能人数(車両数×4)	3,948	
	ハイヤー	事 業 者 数	42	
		車 両 数	352	
		運送可能人数(車両数×4)	1,408	
	計	事 業 者 数	1,263	
車 両 数		7,801		
運送可能人数(車両数×4)		31,204		
合 計	事 業 者 数	1,525		
	車 両 数	11,822		
	運送可能人数	232,254		

*バスの50人、一般乗用の4人は、目安の人数として設定したものである。

◎上記の内、白井市域のバス事業者数及び車両数

- ・船橋新京成バス(株)・・・乗合(92台) 貸切(5台) 特定(2台) 運送可能人数4,950人
- ・レインボーバス(株)・・・乗合(45台) 貸切(17台) 特定(6台) 運送可能人数3,400人

県内貨物自動車運送事業等の事業者数及び車両数

事項		事業者数, 車両数
一 般 (特別積合せ)	事業者数	52
	車両数	410
一 般	事業者数	3,295
	車両数	55,501
特定貨物	事業者数	16
	車両数	149
計	事業者数	3,363
	車両数	56,060

鉄道事業者運送力一覧

項目 路線	1 時間あたり			
	列車回数(回)	通過車両数 (両)	列車編成 (両)	運送力 (人)
JR 常磐線(緩行)	24	240.0	10.0	33,600
JR 常磐線(快速)	10	150.0	15.0	21,840
JR 総武線(緩行)	26	260.0	10.0	38,480
JR 総武線(快速)	19	247.0	13.0	35,340
JR 京葉線	19	180.5	9.5	25,200
JR 武蔵野線	13	104.0	8.0	14,560
東京メトロ 地下鉄東西線	27	270.0	10.0	38,448
京成電鉄本線	18	126.0	7.0	15,246
京成電鉄 千原線	4	18.0	4.5	2,286
新京成電鉄 新京成線	16	116.0	7.3	14,384
東武鉄道 野田線	12	72.0	6.0	9,936
総武流山電鉄 総武流山線	5	15.0	3.0	2,400
北総鉄道 北総線	8	64.0	8.0	8,960
小湊鐵道 小湊鐵道線	3	8.0	2.7	1,280
いすみ鐵道 いすみ線	2	4.0	2.0	412
銚子電氣鐵道 銚子電氣鐵道線	3	5.0	1.7	550
都営新宿線	16	138.0	8.6	19,320
東葉高速鐵道 東葉高速線	12	120.0	10.0	17,088

市避難施設一覧

□で囲まれた施設は、耐震診断未実施(建築年がS49～56)

番号	名 称 (対象施設)	住 所	電話番号	面積 (㎡)		収容人員 (人)	
				屋内	屋外	屋内	屋外
1	白井第一小学校(体育館)	根105	492-0513	760	14,700	380	7,350
2	白井中学校(体育館・柔剣道場)	根54	492-0524	2,290	17,900	1,145	8,950
3	中央公民館(別館)	根63-2	—	550	1,100	275	550
4	白井第二小学校(体育館)	白井181-2	492-0020	760	5,700	380	2,850
5	公民センター(レクリエーションホール)	中98-17	492-5266	360	400	180	200
6	白井第三小学校(体育館)	根336-15	491-8181	760	13,300	380	6,650
7	富士センター(大集会室)	富士239-2	446-1911	250	1,600	125	800
8	大山口小学校(体育館)	大山口2-2-1	491-8030	810	12,600	405	6,300
9	大山口中学校(体育館・柔剣道場)	大山口2-1-1	491-8091	1,350	17,300	675	8,650
10	清水口小学校(体育館)	清水口2-3-1	491-8070	820	18,800	410	9,400
11	西白井複合センター (レクリエーションホール)	清水口1-2-1	492-1011	460	500	230	250
12	清水口保育園	清水口2-8-1	491-8082	0	1,000	0	500
13	七次台小学校(体育館)	七次台3-17-1	491-5780	850	12,600	425	6,300
14	七次台中学校(体育館・柔剣道場)	七次台1-21-1	491-1275	1,510	16,900	755	8,450
15	白井駅前センター (レクリエーションホール)	復610-6	497-1151	220	400	110	200
16	池の上小学校(体育館)	池の上2-21	492-2611	1,050	12,800	525	6,400
17	南山小学校(体育館)	南山1-7-1	491-8071	810	18,700	405	9,350
18	南山中学校(体育館・柔剣道場)	南山1-6-1	492-1441	1,540	19,400	770	9,700
19	南山保育園	南山1-8-1	491-1413	0	400	0	200
20	桜台センター(レクリエーションホール)	桜台2-14	491-7111	220	500	110	250
21	桜台小学校(体育館)	桜台3-28	492-7011	1,200	13,000	600	6,500
22	桜台中学校(体育館・柔剣道場)	桜台3-27	492-7020	1,790	16,000	895	8,000
23	桜台保育園	桜台2-9	492-6101	0	800	0	400
24	福祉センター (レクリエーションホール・和室)	清戸766-1	492-2022	670	1,000	335	500
25	県立白井高等学校	池の上1-8-1	491-1511	2,038	35,641	1,019	17,821
計						10,534	126,521

避難所: 被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に学校等の建築物に収容し、保護する所。
(* 避難所は、概ね2㎡で1名とし、原則50名以上収容可能な施設とする。)

市防災行政無線固定系設置場所一覽 (周波数 68.565メガヘルツ)

平成19年2月現在

種 別	設 置 施 設 名	設 置 場 所
親局 (主制御装置)	白 井 市 役 所	白井市復 1123 番地
遠隔制御装置	印西地区消防組合消防本部 通信指令室	印西市草深 1905 番地 7

市防災行政無線屋外拡声子局 (81 局)

番号	設置名称	設置場所	番号	設置名称	設置場所
1	谷田 1	谷田 142	42	七次 1	根 668-10
2	谷田 2	谷田 538	43	清水口 1	清水口 3-36
3	清戸 1	清戸 246	44	清水口 2	清水口 2-2
4	清戸 2	清戸 766-2	45	清水口 3	清水口 3-1209
5	十余一 1	十余一 48-47	46	七次台 1	七次台 1-3
6	十余一 2	十余一 37-8	47	七次台 2	七次台 3-22
7	十余一 3	十余一 38-91	48	富塚 3	富塚 793-4
8	神々廻 1	神々廻 1835-2	49	富塚 4	富塚 694
9	神々廻 2	神々廻 647	50	中木戸 1	根 1790
10	神々廻 3	神々廻 440-1	51	中木戸 2	根 1901-2
11	神々廻 4	神々廻 1383-2	52	大山口 1	大山口 2-2-1
12	平塚東 1	平塚 482	53	大山口 2	大山口 1-11-1
13	平塚東 2	平塚 938	54	大山口 3	大山口 1-13
14	平塚西	平塚 1679-1	55	大松	大松 1-15
15	工業団地 7	河原子 309-4	56	南園	富士 265
16	工業団地 1	名内 1-12	57	富士 1	富士 76-99
17	今井 1	今井 274	58	富士 2	富士 123
18	名内 1	名内 544	59	富士 3	富士 55-78
19	今井 2	今井 5	60	富士 4	根 336-15
20	名内 2	名内 408	61	白井木戸 2	根 356
21	工業団地 2	名内 360	62	復四町会	復 5-2
22	工業団地 3	平塚 2081	63	富ヶ沢	復 243
23	河原子	河原子 274-3	64	白井木戸 3	根 417
24	工業団地 4	河原子 245	65	七次 2	根 1076
25	工業団地 5	河原子 358-1	66	白井木戸 4	根 154-5 地先県道敷
26	小名内	河原子 1092	67	池の上 1	池の上 1-455-1
27	工業団地 6	中 98-17	68	堀込	堀込 1-582
28	中 1	中 328-1	69	南山 1	南山 1-6-1
29	中 2	中 209	70	南山 2	南山 1-1611
30	中 3	中 1812	71	桜台 1	桜台 1-4
31	富塚 1	富塚 1154-5	72	桜台 2	桜台 3-27
32	富塚 2	富塚 905	73	桜台 3	桜台 3-10
33	折立	折立 265-1	74	池の上2	池の上 2-20-1
34	木 1	木 617	75	白井駅前センター	復 610-6
35	白井 1	白井 377-6	76	富士センター	富士 239-2
36	白井 2	根 391-1	77	西白井消防署	けやき台 2-8
37	下長殿	復 1458	78	富塚 5	西白井 1-22-31
38	法目	復 1225-3	79	富塚 6	西白井 2-17
39	白井木戸 1	根 473-14	80	富塚公園	西白井 4-18-9
40	白井 3	根 105	81	市役所屋上	復 1123
41	木 2	木 124-1			

市防災行政無線移動系配置場所一覧

種 別	呼出名称	配置場所（課名）及び管理者
基地局（5ワット）	ぼうさいしろい	交通防災課
子 機	ぼうさいしろい	建設課
	ぼうさいしろい	上下水道課
	ぼうさいしろい	農政課
	ぼうさいしろい	上下水道課
陸上移動局 車載（5ワット）	しろい 1	交通防災課
	しろい 2	交通防災課
	しろい 3	交通防災課
	しろい 4	交通防災課
	しろい 5	交通防災課
陸上移動局 携帯（5ワット）	しろい 5 1	交通防災課
	しろい 5 2	建設課
	しろい 5 3	上下水道課
	しろい 5 4	農政課
	しろい 5 5	上下水道課
	しろい 5 6	総務課
	しろい 5 7	建設課
	しろい 5 8	上下水道課
	しろい 5 9	農政課
	しろい 6 0	上下水道課
陸上移動局 可搬（5ワット）	しろい 6 1	公民センター
	しろい 6 2	富士センター
	しろい 6 3	中央公民館
	しろい 6 4	西白井複合センター
	しろい 6 5	桜台センター

市災害時優先電話一覧

設置場所（課名）	電 話 番 号
総務課課長	047-492-1119
交通防災課	047-492-0090
交通防災課	047-492-0092
交通防災課長	047-492-1120
建設課課長	047-492-1116
建設課	047-492-1117
教育委員会教育総務課	047-492-0093
教育委員会教育総務課	047-492-0094

市所有車両一覧(平成18年7月現在)

(緊 = 緊急通行車両)

NO	車種	乗員定員、積載重量	登録ナンバー	管理番号等	管理課	緊
1	乗用車	5人 -	78-そ-1828	1号車	財政課	緊
2	乗用車	5人 -	77-て-5557	2号車	財政課	緊
3	乗用車	5人 -	500-ち-52	3号車	財政課	緊
4	乗用車	5人 -	500-な-8608	4号車	財政課	緊
5	乗用車	5人 -	78-そ-3302	5号車	財政課	緊
6	乗用車	5人 -	78-そ-3303	6号車	財政課	緊
7	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	400-す-102	9号車	財政課	
8	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ゆ-1594	10号車	財政課	緊
9	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ゆ-1296	11号車	財政課	緊
10	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ら-611	12号車	財政課	緊
11	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ら-612	13号車	財政課	緊
12	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ら-613	14号車	財政課	緊
13	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ゆ-7270	15号車	財政課	緊
14	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-も-7371	16号車	財政課	緊
15	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-む-9161	17号車	財政課	緊
16	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-も-7227	18号車	財政課	緊
17	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-み-9606	19号車	財政課	緊
18	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ほ-1930	20号車	財政課	緊
19	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ゆ-7271	21号車	財政課	緊
20	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	400-さ-4431	22号車	財政課	
21	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	400-さ-4432	23号車	財政課	
22	軽自動車	4人 -	50-て-1065	24号車	財政課	
23	軽自動車	4人 -	50-て-1066	25号車	財政課	
24	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-む-6416	26号車	財政課	
25	軽自動車	4人	50-に-5275	27号車	財政課	
26	ワゴン	8人 -	78-そ-3955	30号車	財政課	緊
27	トラック	3人 1,500 kg	45-ら-506	31号車	財政課	緊
28	トラック	3人 1,500 kg	45-も-7310	32号車	財政課	緊
29	トラック	3人 1,500 kg	400-さ-789	33号車	財政課	緊
30	中型バス	42人 -	22-に-2608		財政課	
31	マイクロバス	26人 -	22-す-5371		財政課	緊
32	大型バス	57人 -	230-す-2002	教育号	教育総務課	
33	乗用車	5人 -	330-さ-1123	市長車	財政課	緊
34	乗用車	5人 -	330-さ-4614	議長車	財政課	
35	乗用車	5人 -	34-つ-5215	助役車	財政課	緊
36	乗用車	5人 -	500-に-2889	各種委員車	財政課	
37	乗用車	5人 -	88-ほ-6458	消防指揮車	交通防災課	緊急車両
38	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ら-1973	防犯パトロール車	交通防災課	緊
39	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-も-7582		上下水道課	緊
40	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-む-6417		保険年金課	
41	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-ほ-7466		保険年金課	
42	乗用車	5人 -	54-そ-3557		健康課	緊
43	バン	3(6)人、750(500)kg	400-す-3313	公害パトロール	環境課	
44	トラック	3人 1,500 kg	400-す-4377		環境課	
45	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-み-1380		社会福祉課	

NO	車種	乗員定員、積載重量	登録ナンバー	管理番号等	管理課	緊
46	軽自動車	4人 -	50-と-6051		社会福祉課	
47	軽自動車	2(4)人、250(250)kg	40-や-2354	外出支援 S	社会福祉課	
48	リフト付ワゴン	8人 -	800-さ-1851	ゆうあい号	社会福祉課	
49	ワゴン	8人 -	80-ほ-3156	菊華園	社会福祉課	
50	ワゴン	8人 -	80-ほ-3143	菊華園	社会福祉課	
51	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-の-2563	菊華園	社会福祉課	
52	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-む-5462	社会福祉協議会	社会福祉課	
53	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-め-2163	福祉センター	社会福祉課	
54	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-む-5463	社会福祉協議会	社会福祉課	
55	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	400-す-4436		児童家庭課	
56	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	400-す-4437	清水口保育園	児童家庭課	
57	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	400-せ-8624	南山保育園	児童家庭課	
58	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-み-8293	桜台保育園	児童家庭課	
59	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-め-9368		健康課	
60	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-や-731		健康課	緊
61	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-も-5289		健康課	緊
62	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	400-さ-4433		健康課	
63	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	400-さ-312		健康課	
64	ライトバン	3(6)人、750(500)kg	400-せ-5724		文化課	
65	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ゆ-1295	運動公園	スポーツ振興課	
66	ライトバン	2(5)人、400(250)kg	45-ら-614		給食センター	緊
67	軽自動車	4人 -	50-て-1067		給食センター	
68	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-は-8719		中央公民館	
69	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-の-573		公民センター	
70	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-の-2566		西白井複合センター	
71	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-ほ-9173		白井駅前センター	
72	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-と-2853		富士センター	
73	軽自動車	2(4)人、200(100)kg	40-は-3305		桜台センター	
74	中型バス	42人 -	22-を-3248	循環バス	企画政策課	
75	中型バス	35人 -	200-か-78	循環バス	企画政策課	
76	中型バス	35人 -	200-か-79	循環バス	企画政策課	
77	中型バス	35人 -	200-か-80	循環バス	企画政策課	

市 備 蓄 品 等 一 覧 (平成19年2月現在)

・市役所倉庫

品 目	数 量	品 目	数 量
木炭	60 kg	組立式貯水槽	7 台
発電機	3 台	ブルーシート(4.5×7.2)	10 枚
投光器	6 台	はしご(伸張7メートル)	1脚
給水タンク(1m ³)	1 台	懐中電灯	13 本
炊飯装置	3 台	キャップライト	30 個
防水シート	10 枚	消火用バケツ	30 個
チェーンソー	2 台	ポリタンク(燃料用)	4 個
ロープ	3 巻	給水用ポリタンク 20 ㍓	40 個
パール	6 丁	医療セット(20 人用)	2セット
電気コード	4 巻	担架	7 台
ハンマー	11 丁	なべ	2 個
つるはし	1 丁	やかん	2 個
テント	30 張	雨合羽	300 組
ハンドマイク	4 本	ヘルメット	80 個
携帯用無線機	2 台	長靴	50 足
スコップ	56 丁	軍手	384 組
掛矢	4 丁	作業用ゴム手袋	100 組
のこぎり	7 丁	おの	2 丁
かま	21 丁	ペンチ	3 丁

・保健・福祉センター倉庫

品 目	数 量	品 目	数 量
アルファ米(保存期間5年)	5,400 食	飲料水袋(てさげ式 10 リットル用)	5,000 袋
クラッカー(保存期間5年)	272 食	飲料水袋(タンク式 10 リットル用)	1,600 袋
保存水(1.5 ㍓)(保存期間5年)	560 本	飲料水袋(背負い式 10 リットル用)	1,100 袋
耐油性手袋	10 枚	デスポ手袋	1,000 枚
毛布	180 枚	ポリバケツ(中蓋付)	4 個
タオル	100 枚		

・白井消防署(防災倉庫)

品 目	数 量	品 目	数 量
ポータブルトイレ	6 台	トイレトーパー(12 個×13)	156 個
スケットイレ(し尿処理剤等)	450 個	簡易レインコート	300 枚
ジャストップ(ポリマー止水袋)	260 枚	軍手	360 組
土嚢袋	600 袋	ブルーシート(4.5×7.2)	5 枚
土嚢(給水式)	260 枚	長靴	15 足
ヘルメット	80 個	足袋	10 足
充電式キャップライト	30 個	強カライト	7 個

・南山小学校(一時保管)

品 目	数 量	品 目	数 量
マット(91cm×20m)	50 枚	リヤカー(折り畳み式)	3 台
タオル	500 枚	三角巾	400 枚

市非常用井戸設置箇所

箇所名	所在地	内容
文化センター	白井市復1148-8	耐震性、自家発電装置付き、深さ100m吹出口 19.6cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、汲上許可 水量45m ³ /日
第三小学校	白井市根336-15	耐震性、自家発電装置付き、深さ120m吹出口 33.18cm ² 、水中ポンプ能力5.5kw、汲上許可 水量45m ³ /日
清水口小学校	白井市清水口2-3-1	耐震性、自家発電装置付き、深さ105m吹出口 19.63cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、汲上許可 水量60m ³ /日
福祉センター	白井市清戸766-1	耐震性、自家発電装置付き、深さ100m吹出口 33.18cm ² 、水中ポンプ能力2.2kw、汲上許可 水量30m ³ /日
下総航空基地	沼南町藤ヶ谷	24m ³ /日

市内の主な私設井戸

施設名	所在地	電話番号
白井第2工業団地 水道組	白井市名内355番地の2	047-497-1710
船橋カントリー倶楽部	白井市清戸703	047-497-0236
日本中央競馬会 競馬学校	白井市根835-1	047-491-0333

県営水道応急給水施設

施設名	所在地	電話番号
北総浄水場	本埜村竜腹寺向原296	0476-97-1271
沼南給水場	沼南町藤ヶ谷1892-2	047-384-4580 松戸給水場:松戸市紙敷 209-1

市給水設備等保有一覧(平成18年7月現在)

品名	市保有数	印西地区消防組合保有数
給水タンク(1,000ℓ)	1台	
ポリタンク(20ℓ)	40個	
水槽車(5,000ℓ)		2台
飲料水兼用耐震性貯水槽(100ℓ)		1カ所

市備蓄飲料水備蓄一覧

品目	容量	数量	備蓄場所
ペットボトル(保存期間5年)	1.5ℓ/本	560本 (840ℓ)	保健・福祉センター倉庫

ごみ処理施設

名 称	設 置 者	処理能力	処理方法	所 在	電 話 番 号
印西クリーンセンター	印西地区環境整備事業組合	300t/日	全連続運転	印西市 大塚1-1-1	0476 46-2731

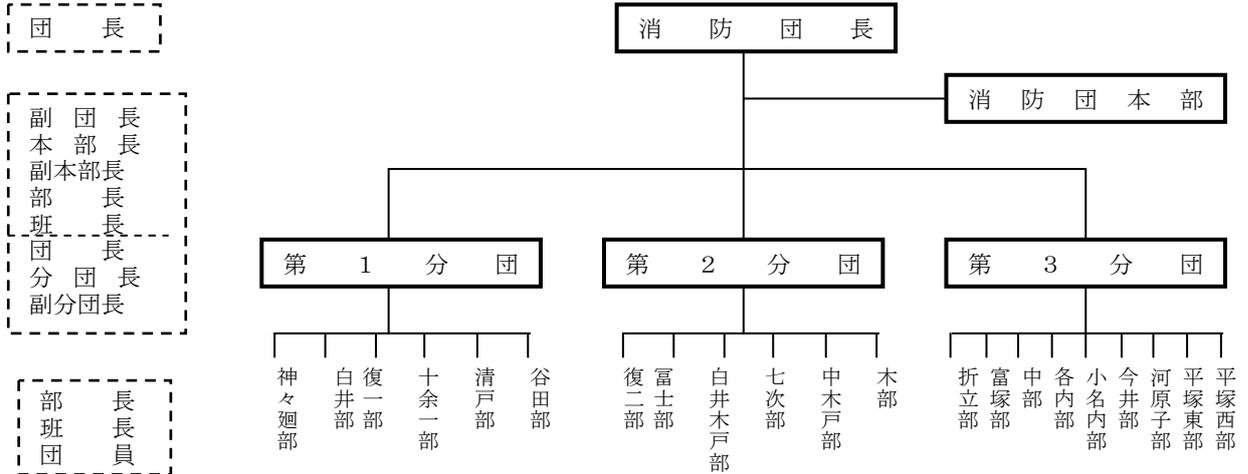
し尿処理施設

名 称	設 置 者	処理能力	処理方法	所 在	電 話 番 号
アクアセンターあじさい	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	138KL/日	高負荷脱窒素処理方式高度処理	鎌ヶ谷市 軽井沢2102-1	047 443-7497

ごみ（一般廃棄物）・し尿収集業者一覧

会 社 名	ごみ・し尿の別	処 理 内 容 の 区 分	委託・許可 の 可 別	所 在	電 話 番 号
(有)白井環境サービス	ごみ 浄化槽汚泥	収集・運搬	許 可	白井市 富塚855-4	047 492-0769
(有)大久保清掃	ごみ し尿・浄化槽汚泥	収集・運搬	許 可	白井市 根1793	047 492-0120
(有)白井清掃	ごみ し尿・浄化槽汚泥	収集・運搬	委託・許可 許 可	白井市 富塚729	047 492-0768
都市環境サービス(株)	ごみ	収集・運搬	委 託 許 可	白井市 中111-5	047 491-4751
(株)丸幸	ごみ	収集・運搬	許 可	鎌ヶ谷市 鎌ヶ谷8-1-33	047 443-0903
(有)東葛川イクルセンター	ごみ	収集・運搬	許 可	松戸市 紙敷1396-2	047 392-3156
山口清掃(有)	ごみ	収集・運搬	委 託 許 可	白井市 折立620-3	047 491-1845
(有)浄化槽センター	浄化槽汚泥	収集・運搬	許 可	船橋市湊2-2-6 (白井市根294-33)	047 491-8311

白井市消防団組織図



平時における部活動範囲

団名	部 名	部 活 動 地 区 名
第 一 分 団	神々廻部	神々廻地区
	白井部	白井地区、下長殿地区
	復(一)部	法目地区、上長殿地区、南山地区
	十余一部	十余一部、桜台地区
	清戸部	清戸地区
	谷田部	谷田地区
第 二 分 団	復(二)部	富ヶ沢地区、富ヶ谷地区、池の上地区
	富士部	富士地区
	白井木戸部	白井木戸地区、復四町会地区、白井木戸団地地区、掘込地区
	七次部	七次地区、清水口地区、けやき台地区、千草自治会地区
	中木戸部	中木戸地区、大松自治会地区、大山口地区
第 三 分 団	木部	木地区、七次台地区、野口地区
	折立部	折立地区
	富塚部	富塚地区
	中部	中地区、工業団地の一部地区
	各内部	名内地区、工業団地の一部地区
	小名内部	小名内地区、工業団地の一部地区
	今井部	今井地区
	河原子部	河原子地区、工業団地の一部地区
平塚東部	平塚東地区	
平塚西部	平塚西地区、工業団地の一部地区	

市消防団消防車両配備一覧（平成19年2月現在）

団名	配備先	車種	車両年式	ポンプ級	ポンプ年式
		事務局	指揮車（ワゴン乗用車）	H10	—
第一分団	神々廻部	小型動力ポンプ積載車	H13	B-3	H13
	白井部	小型動力ポンプ積載車	H16	B-3	H16
	復（一）部	小型動力ポンプ積載車	H18	B-3	H18
	十余一部	小型動力ポンプ積載車	H16	B-3	H16
	清戸部	小型動力ポンプ積載車	H18	B-3	H18
	谷田部	小型動力ポンプ積載車	H13	B-3	H13
第二分団	復（二）部	小型動力ポンプ積載車	H18	B-3	H18
	富士部	小型動力ポンプ積載車	H12	B-3	H12
	白井木戸部	水槽付消防ポンプ車（I-A）	H5	A-2	H5
	七次部	小型動力ポンプ積載車	H11	B-3	H11
	中木戸部	小型動力ポンプ積載車	H11	B-3	H11
	木部	小型動力ポンプ積載車	H11	B-3	H11
第三分団	折立部	小型動力ポンプ積載車	H14	B-3	H14
	富塚部	消防ポンプ車（CD-I）	H9	A-2	H9
	中部	小型動力ポンプ積載車	H16	B-3	H16
	名内部分	小型動力ポンプ積載車	H14	B-3	H14
	小名内部分	小型動力ポンプ積載車	H18	B-3	H18
	今井部	小型動力ポンプ積載車	H13	B-3	H13
	河原子部	小型動力ポンプ積載車	H16	B-3	H16
	平塚東部	水槽付消防ポンプ車（I-A）	H16	A-2	H16
	平塚西部	小型動力ポンプ積載車	H3	B-3	S59

自 主 防 災 組 織 一 覧

NO	名 称	NO	名 称
1	大山口1丁目自治会防災会	22	堀込第一住宅自治会防災会
2	大山口1丁目東自治会防災会	23	堀込第2住宅防災会
3	大山口2丁目南防災会	24	堀込第三住宅防災会
4	大山口2丁目北防災会	25	堀込第4住宅防災会
5	グランピア西白井団地防災会	26	堀込第5防災会
6	清水口第一地区自治会防災部	27	堀込団地自治会防災会
7	清水口団地自治会防災会	28	七次台3丁目自治会第1防災会
8	清水口八幡自治会防災会	29	七次台3丁目自治会第2防災会
9	清水口第3住宅防災会	30	七次台4丁目自治会防災部会
10	清水口第4住宅防災会	31	けやき台自主防災会
11	清水口3丁目自治会防災会	32	エクセレントタウン自治会防災会
12	南山1丁目防災クラブ	33	ライフブロード西白井自治防災会
13	南山2丁目自治会防災会	34	桜苑壹番街自治会防災会
14	南山3丁目自治会防災会	35	桜苑貳番街自衛消防組織会
15	パークハイツ南山自治会防災会	36	桜台三番街自治会防災会
16	池の上1丁目南地区防災会	37	桜台4番街自主防災会
17	池の上3丁目防災会	38	プロムナード桜台6番街自治会自主防災会
18	ガーデンハウス白井町会防災会	39	西白井1丁目自治会防災会
19	池の上2自治会防災会東ブロック	1	大松・大山口地区自主防災協力隊
20	池の上2自治会防災会西ブロック	2	南山地区自主防災協力隊
21	中木戸地区桜ヶ丘自治会防災会	3	堀込地区自主防災協力隊
		4	七次台地区自主防災協力隊

災 害 時 応 援 協 定 一 覧

NO	協 定 名 称	協 定 先	締結年月日	協 定 の 内 容
1	千葉県広域消防相互応援協定書	千葉県内市町村及び消防関係一部事務組合	平成4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・普通応援…市町村に接する地域等で災害が発生した場合、発生地 of 市町村長又は消防長の要請を待たずに出動する応援 ・特別応援…発生地 of 市町村長等の要請に基づいて出動する応援 ・航空特別応援…回転翼航空機が出動する特別応援
2	鎌ヶ谷市・印西地区消防組合消防相互応援協定	鎌ヶ谷市	平成9年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・火災防ぎよのための応援 ・救助活動のための応援 ・その他災害に際し必要と求めた応援
3	印西地区消防組合・船橋市消防相互応援協定	船橋市	平成18年 12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・火災防ぎよのための応援 ・救助活動のための応援 ・その他災害に際し必要と求めた応援
4	海上自衛隊下総飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡、調整体制の整備に関する協定書	海上自衛隊下総教育航空群	昭和54年 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機が下総飛行場施設以外の場所に不時着陸又は墜落した場合、及びこれに伴う2次災害が発生した場合の連絡、調整
5	柏市・印西地区消防組合消防相互応援協定	柏市	平成17年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・火災防ぎよのための応援 ・救助活動のための応援 ・その他災害に際し必要と求めた応援
6	火災等緊急時における散水車の使用許可	日本中央競馬会 競馬学校	昭和60年 4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等緊急時における散水車の使用
7	栄町・印西地区消防組合消防相互応援協定書	栄町	平成11年 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・火災防ぎよのための応援 ・救助活動のための応援 ・その他災害に際し必要と求めた応援
8	印西地区消防組合・我孫子市・消防相互応援協定	我孫子市	昭和59年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・火災防ぎよのための応援 ・その他災害に際し必要と求めた応援
9	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内の水道事業者及び水道用水供給事業者等	平成7年 11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水作業、応急復旧作業、応急復旧用資器材の供出
10	災害時における千葉県内市町村間の相互応援協定に関する基本協定	千葉県内市町村	平成8年 2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・被災傷病者の受入れ ・遺体の火葬のための施設の提供 ・ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 ・ボランティアの受付及び活動調整 ・その他、特に要請のあった事項
11	災害時の医療救護活動に関する協定書	(社)印旛郡市歯科医師会	平成9年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に対する応急処置 ・市が設置する避難所救護センターにおける歯科診療等の実施 ・市が実施する防災訓練への参加協力

12	災害時における白井郵便局、白井市間の協力に関する覚書	郵政事業庁 白井郵便局	平成9年 9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ・郵便局が所有又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ・被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 ・避難場所に郵便差出箱の設置 ・その他協力できる事項
13	災害時の救護活動に関する協定書	印旛薬剤師会 白井支部	平成10年 2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・市から医薬品の供給要請を受けた場合の優先供給 ・救護所等における調剤業務及び医薬品等の管理 ・市が実施する防災訓練への参加協力
14	震災時における緊急設備支援に関する協定	(株)セレスポ	平成10年 2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内5箇所の指定した避難場所に情報連絡、緊急物資受け入れ、ボランティア受け入れ、医療救護等を実施するために必要なテントキャンプ資材を、24時間以内を目処に搬入・設置する (市役所、第二小、第三小、清水口小、桜台小)
15	災害時の医療救護活動に関する協定書	白井市医師会 員代表	平成10年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に対する応急処置 ・市が設置する避難所救護センターにおける診療等の実施 ・市が実施する防災訓練への参加協力
16	災害時における応急生活物資等供給の協力に関する協定書	商工会、市内7 商店会	平成10年 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・応急生活物資等の優先供給及び運搬に対する協力
17	異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書	(株)藤井製作 所	平成13年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素等使用事業所における異常事態発生時の連絡体制
18	緊急道路安全協力体制の協定書	(株)宮下興業	平成13年 7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の通行及び公共施設等避難場所の安全確保を図るため除雪、倒木の撤去及び土砂処理等
19		(有)金井土木		
20		東亜道路工業 (株)東葛出張 所		
21		船田興業(有)		
22		豊建設(株)		
23		(有)川上土木 建設		
24		(株)橋本工務 店		
25		横田建設(株)		
26		大月工業(株)		
27		(株)宮下興業		
28	異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書	(株)生体科学 研究所	平成13年 9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等使用事業所における異常事態発生時の連絡体制
29	異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書	(株)生体科学 応用技術研究 所 分析センタ ー	平成13年 9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等使用事業所における異常事態発生時の連絡体制
30	異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書	アマシャム フ ァルマシア バイオテック(株)	平成13年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等使用事業所における異常事態発生時の連絡体制
31	災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人 千葉県印旛市 郡医師会	平成15年 7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に対する応急処置及び医療行為 ・傷病者の後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ・市の指定する後方医療施設への受入の要請 ・助産 ・死亡の確認 ・その他医療救護活動に関すること

32	異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書	(株)千代田テクノル	平成 15 年 7 月 22 日	・放射性同位元素等使用事業所における異常事態発生時の連絡体制
33	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)ゲット ゲットホーム センター 白井店	平成 16 年 5 月 12 日	・災害時における物資の供給
34	災害時における応急対策業務等に関する協定書	白井環境産業 協議会	平成 16 年 5 月 12 日	・災害時における応急対策業務
35	災害時における給水活動に関する協定書	白井第二工業 団地水道組合	平成 16 年 5 月 12 日	・災害時における給水供給
36	災害時における給水活動に関する協定書	日本中央競馬 会 競馬学校	平成 16 年 7 月 23 日	・災害時における給水供給
37	成田国際空港消防消防相互応援協定	成田国際空港 消防連絡協議 会	平成 16 年 5 月 18 日	・火災防ぎよのための応援隊の派遣 ・救助隊の派遣 ・その他災害に際し必要と認められた事項
38	災害時支援協定書	社団法人 全日本冠婚葬 祭互助協会	平成 17 年 7 月 7 日	・災害時における死者及び被災者への応急対策への協力 ・遺体の収容・安置に係る資機材等の提供・搬送、避難所等における炊き出し・食事等の提供、入浴・洗髪等の生活支援
39	異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書	株式会社 永山環境科学 研究所	平成 17 年 7 月 26 日	・放射性同位元素等使用事業所における異常事態発生時の連絡体制
40	災害時における支援協力に関する協定書	生活協同組合 ちばコープ	平成 17 年 9 月 21 日	・災害時における応急生活物資の供給及び輸送業務並びにボランティア活動への協力
41	災害時における支援協力に関する協定書	山屋食品株式 会社 千葉店	平成 18 年 2 月 3 日	・災害時における応急生活物資の供給及び輸送業務への協力

番号

死体埋火葬許可証交付申請書兼交付台帳

死亡者の本籍	都府 道県	区郡 市	町 村	丁目	番地 番
死亡者の住所	都府 道県	区郡 市	町 村	丁目	番 棟 号
死亡者の氏名					
性別	男		女		
出生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日生	
死因	1. 一類感染症等		2. その他		
死亡年月日時	平成	年	月	日	前 午後 時 分
死亡場所	都府 道県	区郡 市	町 村	丁目	番地 棟 号
埋葬場所	都府 道県	区郡 市	町 村	墓地	
火葬場所					
申請者住所	都府 道県	区郡 市	町 村	丁目	番地 棟 号
申請者氏名 及び死亡者との続柄					

平成 年 月 日

市町村長

様

第.....号

死胎埋火葬許可証交付申請書兼交付台帳

父 母 の 本 籍	父の本籍 都府 道県	母の本籍 都府 道県
父 母 の 住 所	都府 町 区郡道県 番地村 丁目 番 棟 号 市	
父 母 の 氏 名	父	母
性 別	男 女 不詳	
妊 娠 週 数	満 週 日	
分 べ ん 年 月 日 時	平成 年 月 日 前 午 時 分 後	
分 べ ん の 場 所	番地 番 号	
埋 火 葬 の 場 所		
申 請 者 の 住 所	都府 道県 区郡 市 町 村 丁目 番地 棟 号 番	
申 請 者 の 氏 名		

平成 年 月 日

市町村長

様

避 難 者 カ ー ド

当避難所に避難された方は、恐れ入りますが下記によりお名前等をお知らせ下さい。
ご家族ごとに記入をお願いします。

避難所名(記入不要)

住 所						
連絡先(電話番号)						
氏 名	続柄	性 別	年 齢	障害の有無	避難所に来た日時	備考
					月 日 午前・午後 時 頃	
					月 日 午前・午後 時 頃	
					月 日 午前・午後 時 頃	
					月 日 午前・午後 時 頃	
					月 日 午前・午後 時 頃	
					月 日 午前・午後 時 頃	
					月 日 午前・午後 時 頃	

